

久喜市談合情報対応要領

(平成25年3月22日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が締結する請負等の契約に係る入札の適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定めるものとする。

(談合情報等の確認)

第2条 市が締結する請負等の契約に係る入札について入札談合等の不正行為を疑わせる事実（以下「談合疑義事実」という。）を自ら発見した者又は、談合情報に係る通報を受けた者は、次に掲げる事項を確認し、直ちに、談合情報調書（様式第1号）を作成し、当該入札事務を所掌する所属長（以下「所属長」という。）へ送付するものとする。

(1) 談合疑義事実を自ら発見した場合

- ア 日時
- イ 場所
- ウ 談合を特定する現場の状況
- エ その他

(2) 通報を受けた場合

- ア 通報者の氏名・連絡先
- イ 入札対象工事等の名称
- ウ 入札（予定）日時・場所（発注課等名）
- エ 落札予定業者名・金額
- オ 談合等が行われた日時・場所
- カ 談合等に関与した業者名
- キ 談合等の方法
- ク その他必要事項

2 所属長は、談合情報に係る通報を直接受けたとき又は新聞等の報道（報道機関を経由した通報を含む。以下「報道等」という。）により談合情報を把握したときは、前項の規定と同様に談合情報調書（様式第1号）を作成するものとする。

3 報道等により談合情報を把握した場合、所属長は、当該報道機関に対して、取材・報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

4 通報者が明らかな場合、所属長は、通報者に対して、通報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

5 所属長は、談合情報への対応にあたり、入札執行の判断に時間的余裕がないときにあつては入札日の延期又は入札開始時刻の繰下げをし、入札開始後にあつては入札の中断又は延期をするものとする。

(談合情報の報告)

第3条 所属長は、談合情報について、速やかに、談合情報調書（様式第1号）に

関係書類を添えて、市長及び財政課長に報告するものとする。

(信憑性等の判断)

第4条 所属長は、談合情報の対応について財政課長と協議し、必要に応じて久喜市指名競争入札参加者の選定に関する規程（平成22年久喜市告示第23号）第2条の久喜市指名競争入札参加者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、談合情報の信憑性等について判断するものとする。

2 談合情報の信憑性を判断するに当たっては、次の情報を総合的に勘案し判断することとする。

- (1) 通報者の氏名、連絡先等
- (2) 入札（予定）日時・場所（発注課等名）
- (3) 入札対象工事等の名称
- (4) 落札予定業者、落札予定金額
- (5) 談合の日時、場所、関与者、経過、結果
- (6) 市が公表していない情報
- (7) その他、談合に関与した当事者以外に知り得ない情報

(事情聴取)

第5条 落札者決定前に談合情報に係る通報又は報道等があり、前条の規定による判断の結果、信憑性があると認められる場合、所属長は、次に掲げる事項についてすべての入札参加予定業者（共同企業体にあつては構成員。以下同じ。）から個別に事情を聴取し、その内容について事情聴取書（様式第2号）を作成するものとする。この場合において、事情を聴取する相手は、当該事情聴取について責任ある回答が得られる者でなければならない。

- (1) 他社からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）
- (2) 入札金額（見積額）の算定方法及び体制
- (3) 談合等の防止に対する取組み
- (4) 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）
- (5) その他

2 前項の事情聴取は、入札予定日の前日までに行うものとする。ただし、必要に応じて入札日の延期又は入札開始時刻の繰下げをした上で行うことができる。

(入札の執行)

第6条 前条の規定による事情聴取の結果、入札談合等の不正行為の事実が確認されなかったとき、又は第4条の規定による判断の結果、信憑性がないと認められるときは、所属長は、すべての入札参加予定業者から当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第3号）を提出させるとともに、入札執行後に不正行為の事実が明らかと認められた場合は入札を無効とし契約を解除することがある旨の警告をした後に、入札を執行するものとする。

2 前項に基づく入札を執行する場合、所属長は、初度入札時に入札金額見積内訳書を提出させるものとする。また、入札金額見積内訳書の内容に疑義があるときは、所属長は、入札を保留し、当該入札参加業者から事情を聴取するものとする。

3 前項に規定する事情聴取の方法その他事情聴取の手続きに関しては第5条第1

項の規定を準用する。

- 4 前条及び第2項に規定する事情聴取の結果、不正行為の事実があったことを入札参加業者が認めたとき又は不正行為に係る証拠書類等を発見するなど不正行為があったことが明らかであると認められるときは、所属長は当該入札を中止するものとする。

(電子入札の場合の対応)

第7条 電子入札による事後審査型一般競争入札（以下「ダイレクト入札」という。）方式により入札手続を行う場合は、入札執行前に談合情報を把握した場合であっても、事情聴取は行わずに入札を執行し、入札執行後、落札決定の前に談合情報の信憑性について判断するものとする。

- 2 ダイレクト入札の結果、談合情報に信憑性がないと認められる場合は、落札者を決定するものとする。
- 3 ダイレクト入札の結果、談合情報に信憑性があると認められる場合や談合疑義事実を得たときは、所属長は、落札決定を保留し、すべての入札参加業者から個別に事情を聴取するものとする。この場合、すべての入札参加業者から入札金額見積内訳書を提出させ、入札金額見積内訳書の内容について調査を行った後、事情聴取を行うこととする。

- 4 前項に規定する事情聴取の方法その他事情聴取の手続きに関しては第5条第1項の規定を準用する。
- 5 第3項に規定する事情聴取等の結果、入札談合等の不正行為の事実があったと認められる場合は、入札を取りやめ、当該入札を無効とする。
- 6 第3項に規定する事情聴取等の結果、入札談合等の不正行為の事実があったと認められない場合は、所属長は、すべての入札参加業者から当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第3号）を提出させた後、落札者を決定するものとする。

(落札者決定後又は契約後に通報があった場合の措置)

第8条 落札者決定後に談合情報に係る通報又は報道等があり、第4条の規定による判断の結果、信憑性がないと認められるときは、所属長は、当該入札の落札者から誓約書（様式第3号）を提出させ、契約を締結又は継続するものとする。

- 2 落札者決定後に談合情報に係る通報又は報道等があり、第4条の規定による判断の結果、信憑性があると認められるときは、所属長は、既に入札結果等を公表していることに留意しつつ、すべての入札参加業者から事情を聴取するものとする。
- 3 前項に規定する事情聴取の方法その他事情聴取の手続きに関しては第5条第1項の規定を準用する。
- 4 第2項に規定する事情聴取の結果、入札談合等の不正行為の事実があったことを入札参加業者が認めたときなど不正行為があったことが明らかであると認められるときは、所属長は、入札の無効又は契約解除等について対応の検討を行うものとする。
- 5 第2項に規定する事情聴取の結果、入札談合等の不正行為の事実が確認されな

かったときは、所属長は、すべての入札参加業者から当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第3号）を提出させ、契約を締結又は継続するものとする。

（処理結果の報告）

第9条 所属長は、談合情報に対する処理結果について、速やかに、談合情報処理書（様式第4号）を作成し、指名業者一覧又は参加資格者一覧並びに談合情報調査書（様式第1号）事情聴取書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、入札金額見積内訳書及び入札結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料、その他関係書類を添えて、市長及び財政課長に報告するものとする。

（談合情報の公表）

第10条 市長は、告発を行った場合、原則として公表するものとする。

（公正取引委員会への資料送付）

第11条 市長は、第9条に規定する資料を、必要に応じて公正取引委員会に送付するものとする。

（所轄警察署への情報提供）

第12条 市長は、不正行為の事実があると認められる場合は、第9条に規定する資料を、所轄の警察署長へ送付し、情報提供するものとする。

（その他）

第13条 この要領によりがたい場合は、委員会に諮り、協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

談 合 情 報 調 書

1 発見した日時又は通報を受けた日時

.....年.....月.....日時.....分

2 発見した者又は通報を受けた者

(所属職) (氏名)

3 通報者

(1) 会社名 (報道機関名) 等

(2) 氏 名

(3) 連絡先 (住所、電話番号等)

(4) 通報手段 電話 書面 面接 報道 その他 ()

4 談合情報の内容

(1) 入札対象工事等の名称

(2) 入札 (予定) 日時、場所

(3) 発注課等

(4) 落札予定業者

(5) 落札予定金額

(6) 談合等が行われた日時

(7) 談合等が行われた場所

(8) 談合等に関与した業者名

(9) 談合等の方法

(10) 談合疑義事実を発見した場所

(11) 談合を特定する現場の状況

(12) その他

様式第2号

事 情 聴 取 書

1 事情聴取日時

.....年.....月.....日時.....分

2 事情聴取場所

3 入札対象工事等の名称

4 事情聴取対象業者名

5 事情聴取対象者名

6 事情聴取者（職・氏名）

7 事情聴取の内容（例）

（1）他社からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）

.....
.....

（2）入札金額（見積額）の算定方法及び体制

.....
.....

（3）談合等の防止に対する取組み

.....
.....

（4）共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）

.....
.....

（5）入札参加予定業者の把握状況（知っている場合は業者名及び情報入手手段）

.....
.....

（6）その他

.....
.....

注）この事情聴取書は、業者ごとに作成すること。

様式第3号（単体用）

誓 約 書

久喜市長 あて

下記の入札に関して、事前に談合等の不正行為をした事実がなかったことを誓約します。

また、当該入札に関する談合等の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合には、入札を無効とされ、又は、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

記

1 入札対象工事等の名称

2 入札日

年 月 日

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人役職名

代理人氏名

様式第3号（共同企業体用）

誓 約 書

久喜市長 あて

下記の入札に関して、事前に談合等の不正行為をした事実がなかったことを誓約します。

また、当該入札に関する談合等の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合には、入札を無効とされ、又は、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

記

1 入札対象工事等の名称

2 入札日 年 月 日

年 月 日

共同企業体の名称
代 表 所在地又は住所
商号又は名称
構成員 代表者氏名

所在地又は住所
構成員 商号又は名称
代表者氏名

所在地又は住所
構成員 商号又は名称
代表者氏名

代理人役職名
代理人氏名

様式第4号

談 合 情 報 処 理 書

- 1 入札対象工事等の名称

- 2 入札予定日時 年 月 日 時 分

- 3 入札執行日時 年 月 日 時 分

- 4 通報を受けた日時
 (1) 日時 年 月 日 時 分
 (2) 区分 (該当する記号を○で囲むこと。)
 ア 指名・公告前 イ 入札日前 ウ 入札開始前 エ 落札者決定前
 オ 落札者決定後 カ 仮契約後 キ 契約後 ク 着工後

- 5 談合情報の内容 別添の談合情報調書のとおり (信憑性: 有 無)

- 6 事情聴取 未実施 実施 (内容は別添の事情聴取書のとおり)

- 7 不正行為の事実の有無 有 無

- 8 処理経過・結果 (該当する記号を○で囲むこと。)
 ア 誓約書の提出 イ 入札金額見積内訳書の提出 ウ 入札の中断
 エ 入札の中止 オ 入札の無効 カ 契約の解除

- 9 特記事項

(注) 指名業者一覧又は参加資格者一覧並びに談合情報調書、事情聴取書、誓約書、入札金額見積内訳書及び入札結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料、その他の関係書類を添付すること。